

SCG日本語学校 学則

第1章 総則

第1条（理念）

本校は、日本語教育を通じて、言語運用力と異文化理解力を高め、多様な社会課題（多文化共生、国際交流、人材不足等）に積極的に取り組み、国際社会および地域社会に貢献できる人材を育成することを基本理念とする。

単に日本語を学ぶことにとどまらず、学習を通して「課題を発見し、他者と協働し、解決に挑む」力を育み、母国と日本をつなぐ架け橋となる人材の育成を目指す。

第2条（目的）

本校の教育目的は次のとおりとする。

- 言語教育上の目的
進学を目指す学習者を対象に、B2相当の日本語能力と、自律的に学習を管理し継続的に学び続ける力を育み、希望する高等教育機関への進学を実現できる人材を育成する。
- 社会的目的
日本での学習と生活を通じて、多文化共生や地域貢献といった社会課題を理解し、それらに積極的に関わる力を育てる。また、地域社会との交流を通じて、日本人と学習者の相互理解を促進し、共に学び合う環境づくりに寄与する。
- 国際的目的
学習者が母国と日本の架け橋となり、国際交流や相互理解を促進し、世界が直面する多様な課題の解決に貢献できる人材を育成する。

第3条（名称）

本校は「SCG日本語学校」という。

第4条（位置）

本校は、京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265-2 SCGビルに置く。

第5条（自己点検・自己評価）

本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動その他の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関する事項は、別途定める『SCG日本語学校 自己点検・自己評価 計画』に基づき実施する。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休校日

第6条（コース、修業期間及び収容定員）

本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

コース名	入学時期	修業期間	収容定員	クラス数
進学2年コース	4月	2年	460名	24クラス
進学1年6か月コース	10月	1年6か月	40名	2クラス
合計	-	-	500名	26クラス

第7条（学期）

本校のコースは、4月および10月に開始し、3月に終了する。

2. 前項の期間は次のとおり区分する。

【進学2年コース】

- 1年目前期 4月入学日～9月30日（20週）
- 1年目後期 10月1日～翌年3月31日（20週）
- 2年目前期 4月1日～9月30日（20週）
- 2年目後期 10月1日～翌年3月31日（20週）

【進学1年6か月コース】

- 1年目前期 10月入学日～翌年3月31日（20週）
- 2年目前期 4月1日～9月30日（20週）
- 2年目後期 10月1日～翌年3月31日（20週）

第8条（休業日）

本校の休業日は次のとおりとする。

- 土曜日及び日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 春休み（3月～4月）、夏休み（7月～8月）、冬休み（12月～1月）、ゴールデンウィーク

2. 教育上必要でやむを得ない場合、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情がある場合、臨時に授業を休止することができる。

第9条（授業時限及び時間割）

授業は1時限45分、1日4時限とする。入学時にレベルチェックを行い、クラスを決定する。

区分	午前クラス	午後クラス
1時限	9:00～9:45	13:00～13:45
2時限	9:45～10:30	13:45～14:30
3時限	10:40～11:25	14:40～15:25
4時限	11:25～12:10	15:25～16:10

第3章 教育課程、授業時数、学習評価及び教職員

第10条（教育課程及び授業時数）

本校の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。1単位時間は45分とする。

1. 進学2年コース

レベル	到達目標（Can Do）	1週授業時間	期間	合計時間
初級Ⅰ	ゆっくり、はっきりと話される日常的表現や言い回しを理解し、用いることができる。	20単位時間	3か月（10週）	200単位時間
初級Ⅱ	買い物、飲食店、学校、職場でのやり取りなど日常的な場面でよく使われる簡単な表現が理解でき、使うことができる。	20単位時間	3か月（10週）	200単位時間
初中級	学校、余暇などの場面で普段出合うような身近な話題について、主要な点を理解することができる。経験や出来事、意見とその理由などについて短く述べることができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間

	自己や自国の文化について簡単に紹介することができる。 進路について主体的に考え、計画を立てることができる。			
中級	日常的な表現だけでなく、進学を希望する専門分野を含めたさまざまな話題について、具体的な内容であれば主な内容を理解できる。 文章やデータから読み取った情報をもとに、それに対する考えを理由とともに述べることができる。 他者と協力して地域や異文化についてまとめ、発表することができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間
中上級	進学を希望する専門分野だけでなく他のいろいろな内容のテキストについて、抽象的な話題でも主要な内容を理解することができる。 一つのテーマに関して利点と欠点、または賛成意見と反対意見などを整理しながら自分の意見を根拠とともに述べることができる。 インタビューなどを通じて地域社会とその課題を理解し、まとめて発表することができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間

2. 進学1年6か月コース

レベル	到達目標（Can Do）	1週授業時間	期間	合計時間
初中級	学校、余暇などの場面で普段出合うような身近な話題について、主要な点を理解することができる。 経験や出来事、意見とその理由などについて短く述べることができる。 自己や自国の文化について簡単に紹介することができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間

	進路について主体的に考え、計画を立てることができる。			
中級	日常的な表現だけでなく、進学を希望する専門分野を含めたさまざまな話題について、具体的な内容であれば主な内容を理解できる。文章やデータから読み取った情報をもとに、それに対する考えを理由とともに述べることができる。他者と協力して地域や異文化についてまとめ、発表することができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間
中上級	進学を希望する専門分野だけでなく他のいろいろな内容のテキストについて、抽象的な話題でも主要な内容を理解することができる。一つのテーマに関して利点と欠点、または賛成意見と反対意見などを整理しながら自分の意見を根拠とともに述べることができる。インタビューなどを通じて地域社会とその課題を理解し、まとめて発表することができる。	20単位時間	6か月（20週）	400単位時間

第11条（学習の評価）

学生の学習成果は、次の項目に基づき総合的に評価する。

- 年4回行われる定期試験（筆記試験・パフォーマンス試験）
 - 課題・宿題の実施および提出状況
2. 授業内の小テストや自己評価・相互評価は学習支援を目的とし、成績には含めない。
3. 各科目の評価は、定期試験および課題提出率をもとに100点満点で行い、次の基準により判定する。
- A：90%以上
 - B：90%未満80%以上
 - C：80%未満60%以上
 - D：60%未満（追試対象・上限C評価）

4. 各科目の評価結果を平均して学期総合成績を算出し、総合成績についても同様の基準により評価する。

第12条（教職員組織）

本校には次の教職員を置く。

- 校長 1名
 - 主任教員 1名
 - 教員 25名以上（うち本務等教員13名以上。校長・主任教員を含む）
 - 生活指導担当者 5名以上
 - 事務職員 3名以上
2. 必要に応じてその他の職員を置くことができる。
 3. 校長は校務を統括し、所属職員を監督する。
 4. 主任教員は全課程を監督する。

第4章 入学、休学・復学、転入・転学・退学、修了・卒業及び賞罰

第13条（入学資格）

在留資格「留学」により本校に入学を希望する者は、次の各号の条件を満たしていなければならない。

- 母国または外国において、通常の課程による12年以上の学校教育を修了していること。
※18歳以上で高等学校以上の卒業証明書がある場合は、12年未満でも出願を認める。
※17歳で高等学校在学中の場合は、卒業見込み証明書の提出を求める。
- 日本語能力
 - 2年コース：150時間以上の日本語学習またはA1レベル相当の日本語能力を有する者。
 - 1年6か月コース：A2レベル相当の日本語能力を有する者。
- 経費支弁能力
経費支弁者の預金残高証明書類及び過去1年間の資産形成経緯を示す書類から、日本円で250万円以上の資産額が確認できること。
※資産形成経緯に疑義がある場合は、職業証明書、年収（納税）証明書、資産形成説明書等の提出により判断する。

第14条（入学時期）

本校への入学は年2回、4月および10月とする。

第15条（入学手続）

入学希望者は、次の手続を完了しなければならない。

- 入学願書および所定の提出書類の提出
- 入学検定料、入学金の納入
- 本校による選考
- 入学許可者として決定された者は、指定期日までに学生納入金および必要書類を提出すること。

第16条（休学・復学）

- 疾病その他やむを得ない理由による休学を希望する場合は、診断書等の証明書類を添えて申請し、本校の許可を受けなければならない。
- 復学に際しても届出及び本校の許可を要する。
- 休学期間は原則1か月以内とする。ただし、特別な事情がある場合は延長を認めることがある。

第17条（転入・転学・退学）

転入または転学、退学を希望する場合は、その事由を記載した書面を提出し、本校の許可を受けなければならない。

2. 他の日本語教育機関から本校へ転入を希望する者は、以下の条件を満たし、所定の手続を経て本校の許可を得なければならない。

- 前在籍校の校長の許可を得ること。
 - 前在籍校において在籍証明書及び成績証明書を提出できること。
 - 在留資格「留学」を有し、在留期間が有効であること。
 - 経費支弁能力その他、入学資格に関する本校の定めを満たすこと。
 - 学習継続の意思が明確であること。
- ※本校は、入学資格審査及び面接を実施したうえで転入可否を決定するものとする。

3. 学生が本校から他の日本語教育機関に転学する場合は、次の各号の手続を行わなければならない。

- 転学願及び事由書を提出し、校長の承認を受けること。
- 転学先の入学許可書及び学生証（入学後）を提出すること。
- 本校より発行する在籍証明書及び成績証明書を添付し、転学先と在留資格手続を行うこと。

第18条（修了・卒業要件）

本校は、学期ごとに学習評価を行い、各学期において次の要件をすべて満たした者を修了と認定する。

- 総合成績においてC以上の成績を修めていること。
- 各科目においてDの成績がないこと。
- 総在籍期間の出席率が80%以上であること。

2. 修学期間を満了し、かつ前項の要件を満たした者に対して、卒業証書を授与する。

第19条（褒賞）

学習成績及び態度が優秀で、他の学生の模範となる者には、褒賞を与えることができる。

第20条（懲戒処分）

本校は、学生が本校の規則に違反し、学生としての本分に反する行為を行った場合、次の懲戒処分を科すことができる。

- **訓告（注意・指導）**

軽微な規律違反や不適切な行動が認められた場合に、教員又は担当職員がその場で注意・指導を行い、改善を促す。訓告は、学生に対する最初の段階の注意喚起であり、将来的な戒告・除籍に至らないよう行動改善を目的とする。

- **戒告（厳重注意・再発防止命令）**

訓告後も改善が見られない場合、又は行為の内容が重大であると認められる場合は、文書による厳重注意を行い、再発防止のための誓約書を提出させる。戒告は、学生本人に対し行動の重大性を認識させ、再度の違反があった場合には除籍となる旨を明確に警告するものである。

- **除籍**

次の各号のいずれかに該当する場合は、校長は教育上やむを得ないと認めたうえで、学生を除籍とすることができる。

- 性行不良であり、改善の見込みがないと認められる場合
- 学力不振により、修業の見込みがないと認められる場合
- 正当な理由なく出席率が極端な低下が続く場合（概ね50%未満）
- 就労制限違反（資格外活動許可の範囲を超える就労等）を行った場合
- 授業料その他の納付金を滞納し、催告にもかかわらず納入しない場合
- 日本の法令に違反した場合

第21条（災害時における学習継続措置）

本校が災害等により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定める支援フローに基づき、提携先教育機関の紹介等により学生の学習継続に努めるものとする。

第5章 学生納入金

第22条（学生納入金）

各コースの学生納入金は表のとおりとする（すべて税込）。

※授業料・設備費・教材費・保険料・健康管理費・LMSコンテンツ費・入国諸経費等を含む。

課程名	修業期間	入学検定料	入学金		授業料	設備費	教材費	保険料	健康管理費	その他 (LMSコンテンツ 入国諸経費)	計
進学2年	2年	33,000円	77,000円	1 年 目	726,000円	77,000円	44,000円	6,500円	6,600円	44,000円	1,885,200円
				2 年 目	726,000円	77,000円	44,000円	6,500円	6,600円	11,000円	
				計	1,452,000円	154,000円	88,000円	13,000円	13,200円	55,000円	
進学1年 6か月	1年6か月	33,000円	77,000円	1 年 目	726,000円	77,000円	44,000円	6,500円	6,600円	44,000円	1,461,700円
				2 年 目	363,000円	38,500円	22,000円	6,500円	6,600円	11,000円	
				計	1,089,000円	115,500円	66,000円	13,000円	13,200円	55,000円	

第23条（納入方法）

- 在籍期間中は、出席の有無にかかわらず、各年度の定められた期日までに一括納入しなければならない。
- 授業料は授業開始日から計算する。自己都合による入学遅延に伴う減額・免除は認めない。
- 休学期間中の授業料は原則返還しない。ただし本校が正当な理由と認めた場合は返金相談に応じる。

第24条（滞納）

正当な理由なく学生納入金を期日までに納入しない場合、懲戒処分の対象となる。

第25条（学生納入金の返還）

本校指定の入学日以降における中途解約については、次の各項の定めに従い返金を行うものとする。

1. 返金の原則

- 授業料及び施設費は、入学月を起算月とし、在籍期間に応じて月割で計算して返金する。ただし、退学日が月途中である場合は、当該月分の授業料は全額徴収するものとする。
- 提供済み役務（授業提供済み期間）に対応する金額は返還の対象としない。
- 返金時に要する銀行送金手数料は学生の負担とする。

2. 中途解約金

- 中途解約に伴い、特定商取引法第49条に基づき、法令で定められた範囲内（上限5万円又は契約残額の20%のいずれか低い額）で中途解約金を徴収する。

3. 実費経費の取扱い

- 入国諸経費、教材費、LMSコンテンツ利用費、健康管理費及び保険料は、いずれも実費として徴収するものであり、次のいずれかの時点以降は返還の対象としない。
 - 当該経費に係る本校から外部業者等への支払が完了した時点
 - 学生が入学後に当該サービス又は教材の提供を受けた時点

4. 返金対象者の条件

- 日本国内の他の教育機関に進学する場合は、転学先の入学許可書及び入学後の学生証を提出しなければならない。
- 本国へ帰国する場合は、出国確認及び在留カードの失効確認をもって手続きを行う。
- 在留期間更新不許可又は資格変更不許可による退学の場合も、本条に準じて返還を行う。
- 強制送還又は除籍処分となった場合は、一切の返金を行わない。

5. 返金額の算定方法

- 返金額は、次の算式により算出する。
 - $\text{返金額} = \text{納入済授業料} \cdot \text{施設費} - (\text{在籍月数} \times \text{月額授業料} \cdot \text{施設費}) - \text{中途解約金} - \text{銀行送金手数料}$
 - ※ここで、月額授業料及び施設費は年間納入額の十二分の一とする。

第6章 雑則

第26条（学生証）

本校は在学期間中、学生証を発行する。学生は常時これを携帯しなければならない。

第27条（寄宿舍）

本校が所有し学生に賃貸する寄宿舍に関する事項は、本校の定める寄宿舍規則に従うものとする。

第28条（健康診断）

学生は毎年1回実施される健康診断を受けなければならない。実施時期および詳細は入学時及び進級時に通知する。

第29条（健康保険加入）

在留資格「留学」を有する者は、国民健康保険に加入しなければならない。

第30条（公欠）

学生がやむを得ない事由により授業を欠席する場合で、学校が正当と認めたときは、公欠として取り扱う。公欠期間中は授業を欠席しても出席扱いとし、定期試験を受験できなかった場合は、後日受験を認める。

2. 公欠の範囲は、次のとおりとする。

- 進学試験、学校推薦入試、面接等、学校が認めたもの。
- 学生の親族死亡による忌引き。
 - 1親等（父母・子）：死亡日から起算して連続5日以内（休日を含む）
 - 2親等（祖父母・兄弟姉妹）：死亡日から起算して連続3日以内（休日を含む）※遠隔地の場合は往復日数を加算できる。
- 学生本人の病気（診断書等による証明を要する）。

3. 公欠を申請する場合は、必要な行事・療養・忌引が終了した後、学生が「特別休暇届」を教務に提出し、承認を受けなければならない。

第31条（通学）

- 自転車通学を希望する者は許可を受けなければならない。許可を受けた者のみ本校敷地内に駐輪できる。
- 公共交通機関利用時は、周囲の迷惑となる行為をしてはならない。
- いかなる交通手段においても、日本の交通法規を遵守しなければならない。

付則

本学則は2026年10月1日から施行する。